

北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き

(北海道発注 3 部への申請編)

令和 7・8 年度 随時申請

第 3 回改定 新旧対比表

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

新旧対比表

現 行 (P3)	改 定 (P3)	備考
《 資格要件 Q & A ! 》 Q 1 建築工事業の許可を受けたのが10年前で、電気工事業の許可を受けたのが 1 年前ですが、建築工事と電気工事の資格を希望することができますか？ A 1 建築工事業は 2 年以上その事業を営んでいるので建築工事の資格を希望することはできますが、電気工事業については、2 年以上その事業を営んでいないため電気工事の資格を希望することはできません。 Q 2 建築工事業と電気工事業の許可を有して 2 年以上事業を営んでいますが、建築工事業しか経営事項審査を受けていません。この場合、建築工事と電気工事の資格を希望することができますか？ A 2 建築工事業と電気工事業の許可を有して 2 年以上その事業を営んでいても、建築工事業しか経営事項審査を受けていない場合は、建築工事の資格を希望することはできますが、電気工事の資格を希望することはできません。 Q 3 申請する日において、基準日が令和 6 年 3 月31日の経営事項審査の結果通知を有していますが、その結果通知の舗装工事業の完成工事高が“ 0 ”の場合は、舗装工事の資格を希望できますか？ A 3 経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期及び基準決算期以前の決算期のいずれにも完成工事高が無い場合、舗装工事の資格を希望することはできません。 Q 4 経営事項審査の結果通知において、保険のいずれかに加入無しがありますが、その後加入しました。この場合は申請することはできますか？ A 4 資格審査の基準日（審査基準日）までに加入していることが確認できれば、申請することができます。	《 資格要件 Q & A ! 》 Q 1 建築工事業の許可を受けたのが10年前で、電気工事業の許可を受けたのが 1 年前ですが、建築工事と電気工事の資格を希望することができますか？ A 1 建築工事業は 2 年以上その事業を営んでいるので建築工事の資格を希望することはできますが、電気工事業については、2 年以上その事業を営んでいないため電気工事の資格を希望することはできません。 Q 2 建築工事業と電気工事業の許可を有して 2 年以上事業を営んでいますが、建築工事業しか経営事項審査を受けていません。この場合、建築工事と電気工事の資格を希望することができますか？ A 2 建築工事業と電気工事業の許可を有して 2 年以上その事業を営んでいても、建築工事業しか経営事項審査を受けていない場合は、建築工事の資格を希望することはできますが、電気工事の資格を希望することはできません。 Q 3 申請する日において、基準日が令和 6 年 3 月31日の経営事項審査の結果通知を有していますが、その結果通知の舗装工事業の完成工事高が“ 0 ”の場合は、舗装工事の資格を希望できますか？ A 3 経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期及び基準決算期以前の決算期のいずれにも完成工事高が無い場合、舗装工事の資格を希望することはできません。 Q 4 経営事項審査の結果通知において、保険のいずれかに加入無しがありますが、その後加入しました。この場合は申請することはできますか？ A 4 <u>令和 8 年 7 月 1 日以前に経営事項審査を受けた場合で、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）のいずれかに未加入がある場合でも、資格審査の基準日（審査基準日）までに加入していることが確認できれば、申請することができます。なお、令和 8 年 7 月 1 日以降に経営事項審査の申請を行った場合は社会保険等の加入要件を満たしていることになります。</u>	記載内容の追記

新旧对比表

現 行 (P10)

2－8 提出書類

・ 資格審査の申請は、次の申請書類を作成しシステムにより提出してください。

表－2 提出書類（ア）

	書 類	建設工事	設計等	摘 要	頁	
①	【書類ア_1】委任状	○	○	行政書士による代理申請の場合	14	
②	【書類ア_2-1】経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し	◎	-		15	
③	【書類ア_2-2】直近の保険料領収書の写し又は社会保険等に加入したことが確認できる書類	○	-	経審で社会保障等に未加入があり、審査基準日までに加入した場合		
④	【書類ア_3】身分証明書の写し	○	○	個人事業主の方 市町村長発行のもの	17	
⑤	【書類ア_4】履歴事項全部証明書の写し	◎	◎			
⑥	許 証 可 明 ・ 書 等 録 の 写 関 し る	【書類ア_5-1】建設業許可通知書の写し	◎	-	変更届の写し（変更がある場合）	18
		【書類ア_5-2】更新前の建設業許可通知書の写し	○	-	有効な許可通知書で2年以上の事業継続が確認できない場合	19
		【書類ア_5-3】営業所一覧表の写し	◎	-		20
		【書類ア_5-4】一部廃業届の写し	○	-		
		【書類ア_5-5】建築士事務所登録を証する書類の写し	-	○	建築設計を希望する方	21
		【書類ア_5-6】測量業者登録通知書の写し	-	○	測量を希望する方	22
		【書類ア_5-7】計量証明事業者登録部門_登録証	-	○	土木設計、地質調査、技術資料作成を希望する方で、左記の登録を受けている方	
		【書類ア_5-8】建設コンサルタント登録通知書又は確認印のある現況報告書				
【書類ア_5-9】地質調査業者登録通知書又は確認印のある現況報告書						
【書類ア_5-10】補償コンサルタント登録通知書又は確認印のある現況報告書						
⑦	【書類ア_6】道税に滞納がないことの証明書の写し	◎	◎		23	
⑧	【書類ア_7】消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の写し	◎	◎		24	
⑨	【書類ア_8】社会保険等適用除外申請書	-	○			
⑩	【書類ア_9】合併（事業譲渡）に関する届出書及び評定数値の調整に係る申出書	○	-			
⑪	技 術 ・ 社 会 的 要 素	【書類ア_10-1】働き方改革推進企業認定	○	-	格付対象工事（一般土木、農業土木、水産土木、森林土木、舗装、建築、電気、管）を希望される方	26
		【書類ア_10-2】季節労働者雇用対策	○	-		27
		【書類ア_10-3】担い手の確保	○	-		29
		【書類ア_10-4】人材育成	○	-		31
		【書類ア_10-5】ゼロカーボン北海道への貢献	○	-		34
		【書類ア_10-6】環境への取組	○	-		35
		【書類ア_10-7】安心・安全への貢献	○	-		36
⑫	【書類ア_11】作業船を保有することを証明する書類	○	○	作業船を保有している方	44	
（共同組合等の方は、上記書類のほか次の書類が必要です。）						
⑬	【書類ア_12】組合構成員名簿	◎	◎		12	
⑭	【書類ア_13】官公需適格組合証明書の写し	○	○	証明を受けている場合		
⑮	【書類ア_14】当該組合の定款の写し	◎	◎			
⑯	【書類ア_15】評定数値の調整に係る申出書	○	○	調整を希望する場合		
注 1 ○印は、全ての方が提出する書類です。○印は、該当する方が提出する書類です。						
注 2 書類は全てPDF形式にしてシステムの所定の場所に添付してください。						
注 3 提出書類は道の求めに応じて提出できるよう原本は保管しておいてください。						
注 4 申請書類は、希望する資格の種類等により異なりますので、詳しくは P 1 4【申請書類の作成について】をご確認ください。						

改 定 (P10)

2－8 提出書類

・ 資格審査の申請は、次の申請書類を作成しシステムにより提出してください。

表－2 提出書類（ア）

	書 類	建設工事	設計等	摘 要	頁	
①	【書類ア_1】委任状	○	○	行政書士による代理申請の場合	14	
②	【書類ア_2-1】経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し	◎	-		15	
③	【書類ア_2-2】直近の保険料領収書の写し又は社会保険等に加入したことが確認できる書類	○	-	令和8年7月1日以前に経営事項審査を受けた場合で、経審で社会保障等に未加入があり、審査基準日までに加入した場合		
④	【書類ア_3】身分証明書の写し	○	○	個人事業主の方 市町村長発行のもの	18	
⑤	【書類ア_4】履歴事項全部証明書の写し	◎	◎			
⑥	許 証 可 明 ・ 書 等 録 の 写 関 し る	【書類ア_5-1】建設業許可通知書の写し	◎	-	変更届の写し（変更がある場合）	19
		【書類ア_5-2】更新前の建設業許可通知書の写し	○	-	有効な許可通知書で2年以上の事業継続が確認できない場合	20
		【書類ア_5-3】営業所一覧表の写し	◎	-		21
		【書類ア_5-4】一部廃業届の写し	○	-		
		【書類ア_5-5】建築士事務所登録を証する書類の写し	-	○	建築設計を希望する方	22
		【書類ア_5-6】測量業者登録通知書の写し	-	○	測量を希望する方	23
		【書類ア_5-7】計量証明事業者登録部門_登録証	-	○	土木設計、地質調査、技術資料作成を希望する方で、左記の登録を受けている方	
		【書類ア_5-8】建設コンサルタント登録通知書又は確認印のある現況報告書				
		【書類ア_5-9】地質調査業者登録通知書又は確認印のある現況報告書				
		【書類ア_5-10】補償コンサルタント登録通知書又は確認印のある現況報告書				
⑦	【書類ア_6】道税に滞納がないことの証明書の写し	◎	◎		24	
⑧	【書類ア_7】消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の写し	◎	◎		25	
⑨	【書類ア_8】社会保険等適用除外申請書	-	○			
⑩	【書類ア_9】合併（事業譲渡）に関する届出書及び評定数値の調整に係る申出書	○	-			
⑪	技 術 ・ 社 会 的 要 素	【書類ア_10-1】働き方改革推進企業認定	○	-	格付対象工事（一般土木、農業土木、水産土木、森林土木、舗装、建築、電気、管）を希望される方	27
		【書類ア_10-2】季節労働者雇用対策	○	-		28
		【書類ア_10-3】担い手の確保	○	-		30
		【書類ア_10-4】人材育成	○	-		32
		【書類ア_10-5】ゼロカーボン北海道への貢献	○	-		35
		【書類ア_10-6】環境への取組	○	-		36
		【書類ア_10-7】安心・安全への貢献	○	-		37
⑫	【書類ア_11】作業船を保有することを証明する書類	○	○	作業船を保有している方	45	
（共同組合等の方は、上記書類のほか次の書類が必要です。）						
⑬	【書類ア_12】組合構成員名簿	◎	◎		12	
⑭	【書類ア_13】官公需適格組合証明書の写し	○	○	証明を受けている場合		
⑮	【書類ア_14】当該組合の定款の写し	◎	◎			
⑯	【書類ア_15】評定数値の調整に係る申出書	○	○	調整を希望する場合		
注 1 ○印は、全ての方が提出する書類です。○印は、該当する方が提出する書類です。						
注 2 書類は全てPDF形式にしてシステムの所定の場所に添付してください。						
注 3 提出書類は道の求めに応じて提出できるよう原本は保管しておいてください。						
注 4 申請書類は、希望する資格の種類等により異なりますので、詳しくは P 1 4【申請書類の作成について】をご確認ください。						

記載内容の追記・修正

新旧対比表

現 行 (P15)	改 定 (P15)	備考
② 【書類ア_2－1】経営規模等評価結果通知書（総合評価値通知書）の写し - 建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。 - 経営規模等評価結果通知書（総合評価値通知書）は審査基準日（申請をしようとする月の初日。その日が令和7年4月1日より前である場合は、令和7年4月1日）において有効なものでなければなりません。（経営規模等評価結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。） <例> 令和7年6月26日付で申請する場合 資格審査基準日 : 令和7年6月1日 経営事項審査の審査基準日 : 令和5年11月2日以降のものが有効（1年7カ月） 【注意してください！】 - 資格に対応する建設業の許可の総合評価値（P点）および完成工事高が無い業種は入札参加資格を希望することが出来ません。 「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のいずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことはできません。 ③ 【書類ア_2－2】直近の保険料領収書の写し又は保険に加入したことが確認できる書類の写し - 経営規模等評価結果通知書（総合評価値通知書）の「その他の審査項目（社会性等）」において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」がある場合で、審査基準日までに未加入保険に加入した場合については、直近の保険料領収書の写し又は保険に加入したことが確認できる書類の写しを提出してください。 加入を確認できる書類 ～ 健康保険・厚生年金保険新規適用届 雇用保険適用事業所設置届	② 【書類ア_2－1】経営規模等評価結果通知書（総合評価値通知書）の写し - 建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。 - 経営規模等評価結果通知書（総合評価値通知書）は審査基準日（申請をしようとする月の初日。その日が令和7年4月1日より前である場合は、令和7年4月1日）において有効なものでなければなりません。（経営規模等評価結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。） <例> 令和7年6月26日付で申請する場合 資格審査基準日 : 令和7年6月1日 経営事項審査の審査基準日 : 令和5年11月2日以降のものが有効（1年7カ月） 【注意してください！】 - 資格に対応する建設業の許可の総合評価値（P点）および完成工事高が無い業種は入札参加資格を希望することが出来ません。 令和8年7月1日以前に経営事項審査を受けた場合で、「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のいずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことはできません。 ③ 【書類ア_2－2】直近の保険料領収書の写し又は保険に加入したことが確認できる書類の写し 令和8年7月1日以前に経営事項審査を受けた場合で、経営規模等評価結果通知書（総合評価値通知書）の「その他の審査項目（社会性等）」において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」がある場合で、審査基準日までに未加入保険に加入した場合については、直近の保険料領収書の写し又は保険に加入したことが確認できる書類の写しを提出してください。 加入を確認できる書類 ～ 健康保険・厚生年金保険新規適用届 雇用保険適用事業所設置届	記載内容の追記

なし

経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）
令和8年7月1日以降に経営事項審査を受けた場合

[illegible]

総合評価値P点と完成工事
高がない工種は希望するこ
とができません。

審査基準日は申請しようとする月の初日から1年7カ月遡った日以降である必要があります。

新旧対比表

現 行 (P46)	改 定 (P47)	備 考
6-13 各種登録部門 - 建設コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門にチェックを付けてください。（複数選択可） - 補償コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門にチェックを付けてください。（複数選択可） - 計量証明事業者登録をしている場合は、登録証により該当部門にチェックを付けてください。（複数選択可） 6-14 社会保険等の加入状況 - 各種保険について該当する加入状況をプルダウンから選択してください。 ※ 建設工事を希望する方は、経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し（P16参照）により確認し、記入してください。 設計等を希望する方は、加入状況が確認できる書類の提出（P11参照）及び、社会保険等適用除外申出書の提出（P24参照）に基づき、記入してください。 6-15 合併（事業譲渡）に関する評定数値の調整 - 令和5年1月1日以降に合併又は事業譲渡を行い、建設工事・設計等の資格を有する者の事業の移転を受けた会社で、格付け評定数値の調整を希望する方は、評定数値の調整の「希望する」にチェックを付けてください。 ※ 令和4年12月31日以前に合併又は事業譲渡を行った方は、令和7・8年度においては合併の支援策の対象とはなりません。	6-13 各種登録部門 - 建設コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門にチェックを付けてください。（複数選択可） - 補償コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門にチェックを付けてください。（複数選択可） - 計量証明事業者登録をしている場合は、登録証により該当部門にチェックを付けてください。（複数選択可） 6-14 社会保険等の加入状況 - 建設工事を希望する方は、各種保険について該当する加入状況をプルダウンから選択してください。 - 設計等を希望する方は、各種保険について該当する加入状況をプルダウンから選択し、別途、加入状況が確認できる書類【書類イ_5】（P11参照）を提出してください。 6-15 合併（事業譲渡）に関する評定数値の調整 - 令和5年1月1日以降に合併又は事業譲渡を行い、建設工事・設計等の資格を有する者の事業の移転を受けた会社で、格付け評定数値の調整を希望する方は、評定数値の調整の「希望する」にチェックを付けてください。 ※ 令和4年12月31日以前に合併又は事業譲渡を行った方は、令和7・8年度においては合併の支援策の対象とはなりません。	記載内容の修正